

土木工事積算基準 の 改定・追加・訂正

適用年月日
(令和8年(2026年)4月1日以降積算基準日適用)

区分	ページ	現 行	改 定	備 考																																																																																																												
共通編 105 仮設工 運用資料 105-330 除雪工	仮設 -69	(6) 作工物の施工箇所で、シート等により囲う場合は、積雪深が5cm以上となっている場合、着工時除雪のみの計上とすること。ただし囲い屋根部の積雪深が5.0cm以上となる場合は囲い屋根部の除雪を計上すること。護岸布設箇所も同様とする。	(6) 作工物の施工箇所で、シート等により囲う場合は、積雪深が5cm以上となっている場合、着工時除雪のみの計上とすること。ただし囲い屋根部の積雪深が5.0cm以上となる場合は囲い屋根部の除雪を計上すること。護岸布設箇所も同様とする。	赤本の歩掛の適用範囲改定に伴う改定																																																																																																												
共通編 107 共通仮設費	共 -2	107-060 技術管理費 ICT建設機械に要する「保守点検、システム初期費、3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、「土木工事標準積算基準書(共通編)第1編 総則 第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 2-7 技術管理費」を適用する。 また、現場におけるその他試験、計測等.....については「運用資料」を適用する。	107-060 技術管理費 ICT建設機械に要する「保守点検、システム初期費、3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、「土木工事標準積算基準書(共通編)第1編 総則 第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 2-7 技術管理費」を適用する。 また、現場におけるその他試験、計測等及び建設キャリアアップシステム(CCUS)活用費については「運用資料」を適用する。	CCUS活用費の追加																																																																																																												
共通編 107 共通仮設費 運用資料 107-060 技術管理費	共 -35	新規追加	<p>107-060-08 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用費</p> <p>1. 適用範囲 本条掛は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき、CCUS活用モデル工事の試行を実施する場合に適用する。</p> <p>2. CCUS活用費の積算について (1) CCUS活用のためのカードリーダー等設置費用及び現場利用料(カードタツ費用)については、当初から積算を前提とした積算の積算を行い、支出実績に基づき設計変更を行うものとする。 なお、カードリーダー等設置費用とは、CCUSに対応したカードリーダー等の入機管理を行う機器の購入又はリースに係る費用である。 また、現場利用料とは、CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数(カードタツ)ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払を行う費用をいう。 (2) これらの費用は、現場管理費率及び一般管理費率率の対象外とする。 (3) CCUSの活用を希望しない場合は、源頭的设计変更を行うものとする。</p> <p>3. 施工歩掛</p> <p>3-1 カードリーダー等設置費用</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">施工単価コード</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">02034010</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">表3.1. 施工歩掛 (1式当り)</td> </tr> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>規</th> <th>格</th> <th>単</th> <th>位</th> </tr> <tr> <td></td> <td>カードリーダー等設置費用</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>単</td> <td>価</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>金額</td> <td>表載入力</td> </tr> </table> <p>(注)1. 計上方法については、実施要領による。</p> <p>3-2 現場利用料(カードタツ費用)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">施工単価コード</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">02034020</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">表3.2. 施工歩掛 (1式当り)</td> </tr> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>規</th> <th>格</th> <th>単</th> <th>位</th> </tr> <tr> <td></td> <td>現場利用料(カードタツ費用)</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>単</td> <td>価</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>金額</td> <td>表載入力</td> </tr> </table> <p>(注)1. 計上方法については、実施要領による。 2. 令和8年3月31日以前に入札公告する工事に適用する。</p> <p>3-3 現場利用料(カードタツ費用)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">施工単価コード</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">02034030</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">表3.3. 施工歩掛 (1.00回当り)</td> </tr> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>規</th> <th>格</th> <th>単</th> <th>位</th> </tr> <tr> <td></td> <td>現場利用料(カードタツ費用)</td> <td></td> <td></td> <td>回</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>単</td> <td>価</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>金額</td> <td>表載入力</td> </tr> </table> <p>(注)1. 計上方法については、実施要領による。 2. 令和8年4月1日以降に入札公告する工事に適用する。</p>			施工単価コード		02034010		表3.1. 施工歩掛 (1式当り)						名	称	規	格	単	位		カードリーダー等設置費用			式	1					単	価					金額	表載入力			施工単価コード		02034020		表3.2. 施工歩掛 (1式当り)						名	称	規	格	単	位		現場利用料(カードタツ費用)			式	1					単	価					金額	表載入力			施工単価コード		02034030		表3.3. 施工歩掛 (1.00回当り)						名	称	規	格	単	位		現場利用料(カードタツ費用)			回	1.00					単	価					金額	表載入力	
		施工単価コード		02034010																																																																																																												
表3.1. 施工歩掛 (1式当り)																																																																																																																
名	称	規	格	単	位																																																																																																											
	カードリーダー等設置費用			式	1																																																																																																											
				単	価																																																																																																											
				金額	表載入力																																																																																																											
		施工単価コード		02034020																																																																																																												
表3.2. 施工歩掛 (1式当り)																																																																																																																
名	称	規	格	単	位																																																																																																											
	現場利用料(カードタツ費用)			式	1																																																																																																											
				単	価																																																																																																											
				金額	表載入力																																																																																																											
		施工単価コード		02034030																																																																																																												
表3.3. 施工歩掛 (1.00回当り)																																																																																																																
名	称	規	格	単	位																																																																																																											
	現場利用料(カードタツ費用)			回	1.00																																																																																																											
				単	価																																																																																																											
				金額	表載入力																																																																																																											

土木工事積算基準 の 改定・追加・訂正

適用年月日
(令和8年(2026年)4月1日以降積算基準日適用)

区分	ページ	現 行	改 定	備 考
河川編 203 砂防工	砂 -1	<p><u>203-010 土工</u> 「土木工事標準積算基準書(河川編)第Ⅲ編 河川 第3章 砂防工 ①-1 土工」を適用する。 ただし、適用範囲については、運用資料を適用する。</p> <p><u>203-020 土工(ICT)</u> 「土木工事標準積算基準書(河川編)第Ⅲ編 河川 第3章 砂防工 ①-2 土工(ICT)」を適用する。 ただし、適用範囲については、運用資料を適用する。</p>	削 除	道基準記載の適用範囲が国基準記載の内容と重複していたため削除
河川編 203 砂防工 運用資料 203-010 土工 203-020 土工(ICT)	砂 -9	<p><u>203-010 土工</u> 1. 適用範囲 「土木工事標準積算基準書(河川編)第Ⅲ編 河川 第3章 砂防工 ① 土工 ①-1 土工」は、砂防工(本堰堤、副堰堤、床固、水叩、側壁、護岸)の施工に適用する。前記以外の砂防工事については「土木工事積算基準(共通編)101-010 土工」を適用する。</p> <p><u>203-020 土工(ICT)</u> 1. 適用範囲 「土木工事標準積算基準書(河川編)第Ⅲ編 河川 第3章 砂防工 ① 土工 ①-2 土工(ICT)」は、砂防工(本堰堤、副堰堤、床固、水叩、側壁、護岸)の施工に適用する。前記以外の砂防工事については「土木工事積算基準(共通編)101-010 土工」を適用する。</p>	削 除	同上
道路編 301 舗装工 運用資料 301-020 下層路盤、 凍上抑制層	舗-6	<p>2. 「301-020 下層路盤、凍上抑制層」の歩掛適用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本歩掛は下層路盤の材料が粗粒材、凍上抑制層の材料が粗粒材、火山灰、砂の場合においても適用できる。 施工面積は、路盤等体積/設計厚さとする。 <u>作業幅員は区分しない。</u> 仮道、取付道路にも適用する。 車道部の路盤を拡幅、取付道路の敷砕石(砂利)、舗装工事で施工する車道用縁石前面の下層路盤及び装甲路盤は、歩道部を適用する。 	<p>2. 「301-020 下層路盤、凍上抑制層」の歩掛適用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本歩掛は下層路盤の材料が粗粒材、凍上抑制層の材料が粗粒材、火山灰、砂の場合においても適用できる。 施工面積は、路盤等体積/設計厚さとする。 ~~~~~ 仮道、取付道路にも適用する。 車道部の路盤を拡幅、取付道路の敷砕石(砂利)、舗装工事で施工する車道用縁石前面の下層路盤及び装甲路盤は、歩道部を適用する。 	文言の削除

1. 除雪の計上について

- (1) 当初設計においては、過去5年間の積雪・降雪量を気象データから定めた「2. 除雪数値表」により積算すること。
 - (2) 除雪は、機械除雪を原則とする。ただし、機械除雪が困難な場合は、人力除雪とすること。
 - (3) 土工等の施工区域除雪は、着工時除雪については積雪深が5 cm以上となっている場合、新雪除雪については1回の降雪が5 cm以上となる場合に計上することを原則とする。
ただし、被覆シートで覆うことが容易で、小規模な工事については、シート損料を計上し、着工時除雪のみとすることができる。
 - (4) 土工の施工区域除雪は、1日当たり対象工事面積を作業量等により算出すること。
 - (5) 工事用道路の除雪については、着工時除雪については積雪深が10 cm以上となっている場合、新雪除雪についても1回の降雪が10 cm以上となる場合に計上することを標準とする。
 - (6) 作工物の施工箇所、シート等により囲う場合は、積雪深が5 cm以上となっている場合、着工時除雪のみの計上とすること。ただし囲い屋根部の積雪深が5 cm以上となる場合は囲い屋根部の除雪を計上すること。護岸布設箇所も同様とする。
 - (7) 現場内に堆雪ヤードが無いなど、現場外への排雪が必要となる場合は、ダンプによる搬出除雪を計上すること。なお、搬出先については、経済性等を考慮した雪捨場を選定すること。
 - (8) 工事施工面積が広い現場での除雪作業は、何ブロックかに分割して部分的に完成させていく場合、着手時の除雪時期の違いにより対象の積雪深が異なることとなる。
着手時の除雪の算定にあたっては、工事工程を考慮し算定すること。
- [例] 1 2月着手 1, 2, 3ブロック (除雪面積) 100m×16m ×3ブロック (積雪深) 0.3m
 1月着手 4, 5, 6ブロック (除雪面積) 100m×16m ×3ブロック (積雪深) 0.6m
 2月着手 7 ブロック (除雪面積) 100m×16m ×1ブロック (積雪深) 0.5m
- (9) 除雪深ごとの除雪回数(人力除雪、囲い屋根部除雪においては除雪量)は概数として扱うこととし設計図書に条件明示を行い、現地の積雪深及び降雪量等に応じて設計変更すること。
ただし、企業努力により施工時期が短縮され除雪を行わなかった場合は、設計変更の対象とはしない。
 - (10) 車両のすべり防止のため、砂等の散布が必要となる場合は、防滑剤散布を計上できる。

107-060 技術管理費

ICT建設機械に要する「保守点検、システム初期費、3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、「土木工事標準積算基準書（共通編）第I編 総則 第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 2-7 技術管理費」を適用する。

また、現場におけるその他試験、計測等及び建設キャリアアップシステム（CCUS）活用費については「運用資料」を適用する。

107-070 営繕費

107-070-01 監督員詰所及び火薬庫等の営繕に要する費用

「土木工事標準積算基準書（共通編）第I編 総則 第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 2 共通仮設費 2-8 営繕費 （2） 積算方法 1） 監督員詰所及び火薬庫等の営繕に要する費用」を適用する。

1. 適用範囲

本歩掛は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、CCUS活用モデル工事の試行を実施する場合に適用する。

2. CCUS活用費の積算について

- (1) CCUS活用のためのカードリーダー等設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）については、当初から活用を前提とした経費の積算を行い、支出実績に基づき設計変更を行うものとする。
- なお、カードリーダー等設置費用とは、CCUSに対応したカードリーダー等の入構管理を行う機器の購入又はリースに係る費用である。
- また、現場利用料とは、CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払を行う費用をいう。
- (2) これらの費用は、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。
- (3) CCUSの活用を希望しない場合は、減額の設計変更を行うものとする。

3. 施工歩掛

3-1 カードリーダー等設置費用

施工単価コード	DX094010
---------	----------

表3.1 施工歩掛

(1式当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
カードリーダー等設置費用		式	1	金額実数入力

(注) 1. 計上方法については、実施要領による。

3-2 現場利用料（カードタッチ費用）

施工単価コード	DX094020
---------	----------

表3.2 施工歩掛

(1式当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
現場利用料（カードタッチ費用）		式	1	金額実数入力

(注) 1. 計上方法については、実施要領による。

2. 令和8年3月31日以前に入札公告する工事に適用する。

施工単価コード	DX094030
---------	----------

表3.3 施工歩掛

(100回当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
現場利用料（カードタッチ費用）		回	100	

(注) 1. 計上方法については、実施要領による。

2. 令和8年4月1日以降に入札公告する工事に適用する。

203-000 砂防工における積算留意事項

「運用資料」を適用する。

203-030 コンクリート工

「土木工事標準積算基準書（河川編）第Ⅲ編 河川 第3章 砂防工 ② コンクリート工 ②-1 コンクリート工」を適用する。

なお、標準配合表、収縮継手（目地材、コーキング材）については、運用資料による。

203-040 鋼製砂防工

「土木工事標準積算基準書（河川編）第Ⅲ編 河川 第3章 砂防工 ⑤ 鋼製砂防工」を適用する。

なお、N型流木捕捉工及び横ビーム堰堤、現場塗装工（格子形鋼製砂防堰堤、鋼製スリット堰堤B型の下塗りを含む）については、「運用資料」を適用する。

203-050 砂防ソイルセメント工

「土木工事標準積算基準書（河川編）第Ⅲ編 河川 第3章 砂防工 ⑥ 砂防ソイルセメント工」を適用する。

203-060 砂防堰堤工（本堤工）

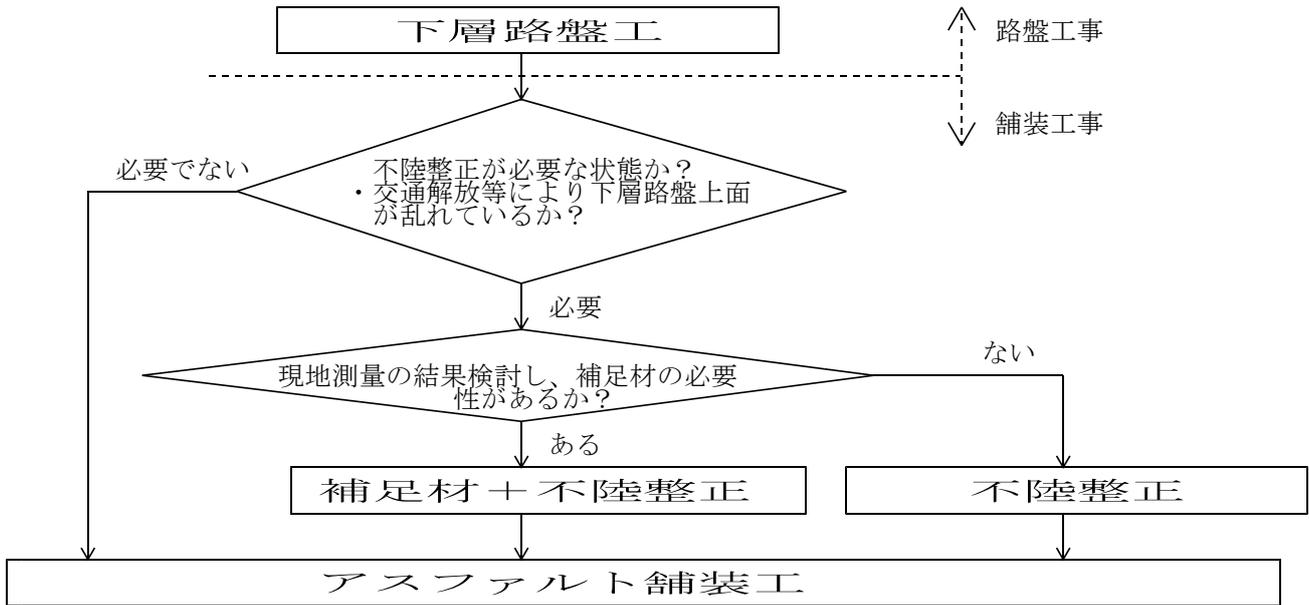
「運用資料」を適用する。

203-070 砂防ダム管理施設工

「運用資料」を適用する。

2) 路盤工と舗装工を別工事で発注する場合

- ・ 不陸整正が必要な場合計上する。
- ・ 補足材が必要な場合は設計変更により計上をすること。



※ 現地測量の結果、下層路盤の基準高が設計と乖離している場合は、原因を調査し、当該現場の設計及び施工を再検討しなければならない。

(注) 上表の路盤工事、舗装工事の区分は、実際の発注形態を示したものではない。

2. 「301-020 下層路盤、凍上抑制層」の歩掛適用について

- ・ 本歩掛は下層路盤の材料が粗粒材、凍上抑制層の材料が粗粒材、火山灰、砂の場合においても適用できる。
- ・ 施工面積は、路盤等体積/設計厚さとする。
- ・ 仮道、取付道路にも適用する。
- ・ 車道部の路盤を拡幅、取付道路の敷砕石（砂利）、舗装工事で施工する車道用縁石前面の下層路盤及び装甲路盤は、歩道部を適用する。